陳情第8号

2026年5月8日

尾張旭市議会議長　様

尾張旭市[redacted]
春の自治体キャラバ[redacted]委員会
[redacted]
事務局[redacted]県本部

介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30代男性の職員であり私たちの組合の仲間が１人夜勤中に倒れて亡くなりました。利用者は、職員が倒れたことはわかっても、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待っていたそうです。朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも利用者の命は助かりました。この問題を痛切な教訓に、職員と利用者の安全のためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題です。

2025年度に私たち春の自治体キャラバン実行委員会が行ったアンケート結果では、愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県下の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数789件のうち、加算Ⅰの取得が13件、加算Ⅱの取得が28件と１割も満たされていません。障害分野のグループホームも同様に、複数配置を可能とする「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、事業所総数1,082件のうち、加算Ⅳの取得は15件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は２件と、改善が進んでいない実態は明らかです。障害分野では、厚生労働省の報酬改定検討チームでも、加算の取得がすすんでいないことと支援の質の問題について議論されています。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と３割にのぼりました。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」という回答もあり、１人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながってしまう可能性を高くします。

職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

１．介護・障害施設の夜勤体制は、１つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。
２．夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以　上



【意見書案⑦】国宛

介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書(案)

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30代男性の職員が１人夜勤中に倒れて亡くる痛切な事故がおきた。利用者は、職員が倒れたことはわかっても、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待ち、朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも命は助かったが、職員・利用者の命を守るためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題である。

2025年度に愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部が行った春の自治体キャラバンのアンケート結果でも明白である。愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県内の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数789件のうち、加算Ⅰの取得が13件、加算Ⅱの取得が28件と1割にも満たしておらず1人夜勤となっている。障害分野のグループホームの「夜間支援体制加算」の取得状況では、事業所総数1,082件のうち、加算Ⅳの取得は15件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は2件と、改善取得は進んでいない。障害分野の報酬改定検討チームでも加算の取得がすすんでいないことは指摘されており、支援の質にもつながる問題である。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、101件が「ある」と回答している。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」とあり、１人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながっている。職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要がある。

よって、○○○議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

１．介護・障害施設の夜勤体制は、１つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。

２．夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

２０２６年　　月　　日

内閣総理大臣　　宛

厚生労働大臣

○○○議会

議　長